

意見等の概要とそれぞれに対する市の考え方

番号	頁	提出された意見	市の考え方	反映 区分
1	共通編 第1章 総則2 【8】 共通編 第1章 総則29 【34.35】	「6 避難行動要支援者への配慮」では、「避難行動要支援者について、市、地域住民、福祉関係者等が協働し、個別避難計画を作成」とあり、「協働」という言葉が用いられています。 「1 防災施策の理念」の中で「市民と行政の協働による安全・安心のまちづくり」においても、「協働」という言葉が用いられています。そもそも「協働」とは、本来行政が行ってきた業務を市民等にアウトソーシングすることであり、公的空間の花壇維持・清掃、福祉関係での補助的なボランティア活動等が一般的で、防災計画のように生命に関する事項に「協働」を用いることには疑義があります。 上記「避難行動要支援者」の場合は、「地域住民、福祉関係者等の協力を得て、市が作成することを基本とする」という主旨ではないかと考えます。そうでない場合は、誰が責任をもって個別避難計画を作成するのかを明記してください。 また、行政主導の地域の防災計画の見直しもお願いします。	「協働」とは、行政業務のアウトソーシングではなく、市民・行政・事業者・NPO など多様な主体が対等な立場で連携・協力し、地域課題の解決に取り組むことであり、災害時においても、発生時からの各場面で、市民、行政、自主防災組織、福祉関係者、事業者、NPO、ボランティア等がそれぞれの役割を持ち、連携して対応することが求められています。 そのため、避難行動要支援者に対する「個別避難計画」の作成についても、単に行政が一方的に作成を促進していくのではなく、多様な主体が関与し、共に取り組むことが重要であると国のガイドラインでも示されています。 このようなことから、市といたしましても、作成促進のための、関係者間の調整や支援、さらには、計画内容の取りまとめや情報連携を行うとともに、計画に基づく避難支援体制の整備などについて責任をもって取り組みます。	②

2	共通編 第1章 総則 29 【35】	「(2)防災施策の理念」において 防災施策の理念は「自助・共 助・公助の連携による減災のま ちづくり」とされていますが、 「2 防災施策の基本方針」で は、「防災施策の理念である「市 民と行政の協働による安全・安 心のまちづくり」を実現するた めに」と示されています。 「2 防災施策の基本方針」 は、「防災施策の理念である「自 助・共助・公助の連携による減 災のまちづくり」を実現するた めに」の誤りと思われるので、 修正をお願いします。	ご指摘の表現が適切ですので 修正します。	①
3	共通編 第2章 災害予防 計画 41 【78】	下水道を利用するトイレ対策は 下水管の被害状況の把握と使用 継続の判断が難しいと思われま す。身近な範囲で排水処理まで できる合併処理浄化槽を整備 し、平時や災害時において使用 できるようにすることを検討す るべきです。	合併浄化槽は、定期的な維持 管理が必要であり、停電時には 処理機能が十分に発揮されず、 災害時の対策としては、課題が あると考えています。 本市における災害時のし尿処理 につきましては、「第5し尿処 理」に記載のとおり、仮設トイ レを配置できるよう備蓄を行う とともに、下水道を利用したマ ンホールトイレの整備も順次、 進めています。 万一、地震発生により配管が損 傷し下水道が使用できない場合 等においても、マンホールトイ レに接続された下水道部分を堰 き止め、汲み取りにより使用す ることを想定しています。	②

4	共通編 第2章 災害予防 計画 44 【81】	「第1 避難施設の指定および整備」において「一時避難場所」「指定緊急避難場所、広域避難場所」「指定避難所」「福祉避難所」が定義されていますが、その他、風水害編等においては、「避難場所および避難所」と記載されており、上記で定義した用語の何を指しているか不明である。全体を通じた用語の統一が必要ではないか。	記述の避難場所等の定義については、用途別に詳細を記載しています。以降、風水害編等に記載の「避難場所」や「避難所」の定義については、用途別に関わらず、すべてを包括した用語として記載しています。	③
5	共通編 第2章 災害予防 計画 46 【83】	簡易トイレを避難所に常備してはどうか。	簡易トイレを含む備品については、避難所ではなく、近傍に地域完結型の備蓄施設を確保し、避難所開設時に搬入することで対応します。	④
6	共通編 第2章 災害予防 計画 48 【85】	避難所運営について、当事者や支援団体等の意見を聞いて、誰もが安心して避難所生活を送れるようプライバシーの確保やトイレ、入浴に配慮することなど性的少数者への配慮や対策をしてほしい。人権の視点および国際基準でのスペース確保をしてほしい。	「8 男女双方の視点等への配慮」に記載のとおり、避難所の運営における女性の参画を推進し、プライバシーを確保できる間仕切りの工夫や、入浴設備、清潔で安心して使えるトイレなど多様な視点に配慮した避難所の運営に努めます。あわせて、ジェンダーアイデンティティに關しての配慮にも努めます。また、避難所における性暴力やDVの防止対策に向けて、女性や子ども等の安全確保に努め、また、警察・医療機関等と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うように努めます。	③
7	共通編第 2章災害 予防計画 53 【90】	自治会ごとに、防災計画の作成や訓練が実施されていると思います。公的施設の避難所としての使用のあり方など、自治会ごとにバラついた対応が生まれ	「第2 自主防災組織の育成」に記載のとおり、市および消防署は、自治会と連携を図りつつ、日頃からあらゆる機会を通じて防災知識の普及活動を行	③

		ないよう、各自治会の防災計画や避難訓練の見直しなどへの支援をお願いします。 あわせて、住民を含めた関係者における協議や訓練をお願いします。	い、防災意識の高揚に努めます。あわせて、地域の防災訓練等を通じて、災害対策に必要な知識・技術等の習得に努め、住民や自治会の防災能力が高められるよう自主防災組織の育成や指導にも努めます。	
8	風水害等編 第1章 災害応急対策計画 90 【219】	(3) 避難の誘導方法 キにおける記述「①在宅サービス、②一人暮らし高齢者、③高齢者世帯、④障害者、⑤難病患者等の名簿を利用することにより、居住に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める」とあり、避難誘導時になってから、①～⑤の名簿を利用することになっており、緊急時にそぐわない対応です。「共通・2 災害予防計画-59【96】」に記載の「個別避難計画」を活用すべきではないかでしょうか。	①～⑤の名簿を合せた名簿「避難行動要支援者名簿」については、災害時のみならず、地域での普段の見守り活動等にも活用しており、このような活動の中、同名簿は災害時の避難誘導にも有効であると考えています。 なお、「個別避難計画」については、要支援者個々の情報をより詳細に記録したものであり、「避難行動要支援者名簿」の補完として活用します。	②
9	風水害等編 第1章 災害応急対策計画 90 【219】	「3 避難行動要支援者の避難支援」において、「個別避難計画に基づき、避難支援を行う」とありますが、誰が（市が？）、どのような内容の避難支援を行うのかわかりませんので、明確にするべきと考えます。	災害発生時の初動では、消防署や市が必ずしも支援の主体になれるとは限らず、ご家族や避難支援者等が連携し、自助、互助による避難支援を行う必要があると考えています。ついては、その文言を追記します。	①
10	震災対策編 第1章 災害応急対策計画 41 【320】	「第6 避難場所・避難所の開設」では風水害等対策編に記載の「避難場所・避難所の開設」を準用すると記載されているが、本計画における風水害と震災の避難誘導方法は同じということになります。しかしながら、あらかじめ発生することが予報できる「風水害」と、突発	共通編は、本計画の全体の流れとともに平時からの事前準備、用語の定義等を定めたもので、災害毎の具体の対策については、各編で記載しています。 なお、ご意見にあります避難場所および避難所の開設については災害発生時の共通事項と考えています。	④

		的に発生する「地震」では、避難手順は異なります。これらの風水害と震災の避難手順を明確に整理し、市職員や関係者、地域住民等すべての関係者が共有し災害に備えることは、本計画の最も重要な課題と考えますので、共通編で項目を設け、丁寧に説明をすべきではないか。	そのような中、風水害は震災とは異なり、事前に予測できることから、避難の誘導方法について、「風水害等編第1章災害応急対策計画第11節避難対策【210～225】」で発生する恐れがある災害の事前避難について記載しており、共通編で新たな項目は設けません。	
11	震災 対策編 第2章 【328・ 329】	地震災害については、南海トラフ地震を想定したものであるべきと思いますし、液状化対策が課題と考えます。その旨の記載はないのか。	「第2章守山市南海トラフ地震防災対策推進計画」に記載のとおり、本市に影響をおよぼす地震として、南海トラフ地震も想定しています。 ご指摘の液状化対策につきましても課題と認識しており、共通編「第8地盤の液状化」に記載のとおり、「守山市防災マップ」において、地域ごとの液状化指数を示すことで、危険度の可視化を図り、市民の皆様に災害の備えを促進します。	③
12	原子力 災害編 第2章 第3章 【383・ 406】	安定ヨウ素剤の小中学校備蓄する旨について記載するべきではないか。また、管理者や管理方法、配布方法、市民への周知など、もう少し具体的に示す必要があるのではないか。	小中学校における安定ヨウ素剤の備蓄や管理、配布方法等の具体化については、「第4安定ヨウ素剤の備蓄」において、市内の学校および公の施設に安定ヨウ素剤を備蓄する旨を記載しています。 また、「第7安定ヨウ素剤の予防服用」では、国の方針に従い、服用対象者に対して時期や方法の指示、医師・薬剤師の確保など必要な措置を講じる旨を記載しております。 具体的な配布方法、管理体制、市民への周知方法等につい	③

			ては、今後マニュアル等で定める予定です。	
13	原子力 災害編 第2章 【406】 共通編 第2章 災害予防 計画 40 【77】	原子力災害時の安定ヨウ素剤について、屋内退避を想定した配布方法や服用の指示なども明記するべきではないか。 安定ヨウ素剤は全世帯に配備、保管し、万一の時には防災無線で服用を指示すべきである。さらに、琵琶湖の汚染のシミュレーションでは、赤ん坊も含めて放射能入りの水を飲まざるを得ない状況ということが明らかになっていることから、汚染処理と水の確保について積極的な対策、市民への周知を図る必要があるのではないか。	安定ヨウ素剤の配布・服用については、国の原子力規制庁「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」に基づき、国の判断により対応することとなっています。 事前配布の対象は、原子力事故が発生し、全面緊急事態に至った際に、安定ヨウ素剤の迅速な服用と避難が必要とされる原子力施設から概ね半径5km圏内の地域に限られています。本市は、最も近い原子力施設から約55km離れており、この対象地域には含まれていないため、基本的には屋内退避時ではなく、避難や一時移転の際に服用することとされており、屋内退避中の配布や服用指示および全世帯への事前配布は想定していません。 また、「琵琶湖の汚染」に関しては、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）にてシミュレーション結果が示されており、応急給水や飲料水確保は本市計画の「共通編」および「原子力災害対策編」に基づき、対応することとなっています。いずれの対応においても、国が示す指針に基づき、必要な対策と市民への情報提供に努めます。	②

14	全体	全体の実施責任を設置すべき。実施責任者を明記すべき。 役割分担表をまとめた方が分かりやすいのではないか。	「全体の実施責任の設置および実施責任者の明記」については、全編において、警戒体制等の組織体制を提示するとともに、実施責任者および役割分担を示しています。	③
15	全体	災害発生前から準備しておくべき事項は何か、災害発生から自助、互助、公助の具体的な対策は時間軸に沿ってどのようにすべきか、どのようになっていくのかという観点から示された資料を作成、住民に示していただくとうありがたい。自助、互助の段階で、住民はどの程度の期間、どのような対応をしていくべきなのか、行政として、住民や自治会に求めることは何か、あわせて行政等からどのような支援がなされるのか、次に、公助の段階がどの程度経過してから、どのような支援を始めてもらえることになるのかなど、特に、地震発生からの時間軸でみた対応をまとめてお示しいただけると分かりやすくなり安心できるのではないか。	災害発生時の対応を時間軸に沿って整理し、住民の皆様に分かりやすくお伝えすることは重要であると認識しています。 市では、風水害および震災発生時からの72時間後までの行動計画をまとめており、今後開示を考えています。 また、地域においても、本計画を参考に、地域特性に応じた防災計画を時系列に沿って策定いただくようお願いするとともに、個人についても、災害時に自分自身やご家族がどのタイミングで、どのように行動するのかを事前に考えていただくため、一人ひとりの防災行動計画「マイ・タイムライン」を作成していただくことを推奨していきます。	④

16	全体	備蓄について、備蓄数増と大幅な予算増を望む、さらに個別避難計画については、危機管理課員の増員等、体制強化を望みます。 台湾、イタリアは官・民の災害体制が構築されています。阪神淡路大震災、日本大震災を参考にした必要な体制および予算の確保について政府に要望すること。	備蓄については、今年度、備蓄の必要量や入れ替えサイクル、廃棄前の利用方法を定める等計画の見直しを進めていきます。 防災に必要な予算と人員の確保については、適切な規模となるよう市全体の中で検討を進めていきます。 国への要望についても必要に応じて行ってまいります。	④
17	全体	野洲川の浚渫について国に要望してほしい。	野洲川の治水対策については、管理者である国土交通省近畿整備局琵琶湖河川事務所に対して、毎年要望しており、洪水の流下を阻害する樹木の管理や、必要に応じて、河道内に堆積した土砂撤去を実施していただいております。 引き続き適切な維持管理がされますように要望してまいります。	④
18	全体	小学校の体育館に早期にエアコンを設置すること。	今年度は、中学校体育館への空調設置工事をはじめ、教育施設等にかかる大規模工事について、優先順位をつける中、計画的に進めています。このような中、小学校への空調設置については、早期に取り組むことは難しい状況です。今後、第6次財政改革プログラムを策定する中で、他の重点事業の取組状況を踏まえながら、必要な財源の確保等に向けて検討していきます。	④

*意見の趣旨毎に集約し、市の考え方を提示しております。

①⇒原案を修正するもの②⇒原案には反映できないもの③⇒既に原案に記載済みのもの④⇒その他